

東京都動物愛護推進総合基本計画の概要

目的

行政と都民、民間団体等との連携と協力のもとに、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を図ることを目的とします。

性格

この計画は、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」第 3 条に基づき、都が策定する動物愛護推進の総合基本計画であり、動物愛護に取り組む都民をはじめ動物愛護団体などの共通指針としての性格を持つものです。

期間

この計画の期間は、平成 15(2003)年度から平成 24(2012)年度までの 10 年間とします。なお、5 年後を目途に、その実施状況を踏まえ、評価と見直しをしていきます。

動物愛護推進の基本的視点

都民等との連携と協働の推進

地域における動物愛護の推進を図るため、動物の飼い主だけでなく、幅広い都民との連携と協働を進めます。

飼い主責務の徹底と情報の提供

飼い主の資質向上と地域住民の動物への理解を図るため、飼い主に適正飼養責務の自覚を促し、動物への理解を深められるよう、的確な情報を提供していきます。

都民の健康と安全の確保

人と動物との共通感染症の調査を行うとともに、その結果や予防方法について、都民に普及啓発を図ります。特定動物の逸走時や非常災害時における動物愛護及び危害防止対策を強化し、都民の健康と安全を守ります。

施策への取組方針

< 10 年後の具体的な数値指標 >

指 標	方向	数値指標 (14 年度実績値対比)	14 年度実績値
動物致死処分数	減らす	50%	11,322 頭
犬・ねこ等の苦情件数	減らす	25%	30,976 件
犬の返還・譲渡の割合	増やす	80%	73.2%
ねこの返還・譲渡の割合	増やす	3%	1.6%

具体的施策（30のプラン）

役割分担の明確化と協働体制の整備

【 地域における動物愛護の推進 】

プラン： 1 都による区市町村に対する事業支援プログラムの提示

プラン： 2 飼い主のいない猫との共生支援事業の普及推進

プラン： 3 適正飼養モデル地区事業の取組

プラン： 4 動物愛護推進員の委嘱と活動推進

【 専門的・広域的施策の拡充 】

プラン： 5 返還・譲渡の推進

プラン： 6 人材・団体等の育成

プラン： 7 人の健康維持・向上と福祉への積極支援

プラン： 8 動物シェルター機能の充実

適正飼養の推進

【 都民への情報・知識の提供及び支援 】

プラン： 9 動物への理解の促進

プラン： 10 学校教育機関への啓発指導

プラン： 11 普及啓発媒体の効果的・効率的活用

【 動物取扱業者への対応 】

プラン： 12 継続指導の実施

プラン： 13 動物取扱業者への監視指導体制の整備と対応の強化

プラン： 14 自主管理の推進

プラン： 15 優良施設認定制度導入の支援

プラン： 16 動物販売時の購入者に対する啓発指導の推進

【 虐待・遺棄防止への取組 】

プラン： 17 虐待・遺棄防止への取組

プラン： 18 個体管理と所有の明示の普及推進

健康危機管理対策の充実

【 人と動物との共通感染症の予防とまん延防止 】

プラン： 19 動物愛護相談センターの感染症対策拠点整備

プラン： 20 感染症対応マニュアルの整備

プラン： 21 人と動物との共通感染症発生動向監視体制の充実

プラン： 22 人と動物との共通感染症の緊急時対策の体制整備

プラン： 23 情報発信と普及啓発の推進

【 逸走及び危害防止 】

プラン： 24 逸走及び危害防止に向けた普及啓発の推進

プラン： 25 動物による事故対策の強化

プラン： 26 特定動物等の逸走時緊急マニュアルの整備

【 非常災害時における動物愛護対策 】

プラン： 27 災害時における動物救援活動マニュアルの整備

プラン： 28 緊急時対応の整備

プラン： 29 行政と獣医師会、動物愛護関係団体等との連携と協力

プラン： 30 災害への備えの普及啓発